

令和 2 年度 教育委員会における
学校の働き方改革のための取組状況調査
【結果概要】



令和 2 年12月



1	調査概要	4
---	------	---

2	調査項目	5
---	------	---

3 結果概要

調査項目 1 教職員の勤務実態の把握

・勤務実態の具体的な把握方法	6
・時間外勤務の経年比較、感染症対策の実施状況	
小学校	8
中学校	10
高等学校	12
特別支援学校	14
幼稚園	16

調査項目 2 改正給特法の施行を踏まえた対応状況

・上限指針を踏まえた条例・規則等の整備状況	18
・1年単位の変形労働時間制に関する条例の整備状況	19

調査項目 3 具体の取組状況

・各取組の実施率（総括表）	20
・学習指導員の活用	21
・スクール・サポート・スタッフの活用	25
・部活動指導員等の活用	27
・学校閉庁日の設定	28
・留守番電話の設置	29
・ストレスチェックの実施状況	30

4	国としての今後の取組	31
---	------------	----

1 調査目的・趣旨

- 平成28年度から調査開始。昨年度に中央教育審議会答申※を踏まえ全面的にリニューアル。各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、**市区町村別の公表等や優良事例の展開を通じて、働き方改革の取組を促すこと**を目的とするもの。
- 今年度については、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における調査負担を考慮し、**調査項目を昨年度の同調査と比べて約8割を削減**し、必要最小限の項目に限定して実施。

2 調査基準日

令和2年9月1日時点

3 調査対象

- 学校（公立の幼稚園～高等学校）の教職員の服務監督をするすべての教育委員会や事務組合等（47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会、1723市区町村教育委員会・事務組合等）
- **それぞれ所管している各学校に対する取組状況について回答**
(例：県教委は主に高等学校・特別支援学校等、政令市・市区町村教委は主に幼稚園・小学校・中学校等)

4 回答数

全ての教育委員会等 計**1790**

※（答申）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成31年1月25日）

※昨年度の調査では、調査基準日は令和元年7月1日時点。今年度は、新型コロナウイルス感染症のために調査時期が後ろ倒しになったため、調査基準日は9月1日時点となっている。

4つの調査項目について、すべての教育委員会に対して調査を実施。



- 勤務実態の把握の具体的方法
- 時間外勤務の具体的な状況

※直近3年間（平成30年、令和元年、令和2年の4月～8月）の在校等時間等の比較ができるよう、在校等時間等の分布状況を調査

ex.月45時間以下は○○人

月80時間超は○○人 等

- 上限指針に係る条例・規則等の整備状況
- 1年単位の変形労働時間制導入に係る条例等の整備状況

- 業務改善の方針策定
 - 部活動指導員、学習指導員、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材活用
 - 学校閉庁日や留守番電話の設定状況 等
- 教育委員会の取組状況を調査



今回、調査負担軽減のために調査対象外とした項目は別途チェックリストとして教育委員会に送付



各学校における働き方改革推進のための具体的な取組の好事例
(1自治体5つまで)



学校の状況や取組内容等を取材・分析し、年度内に別途、好事例を全国に展開

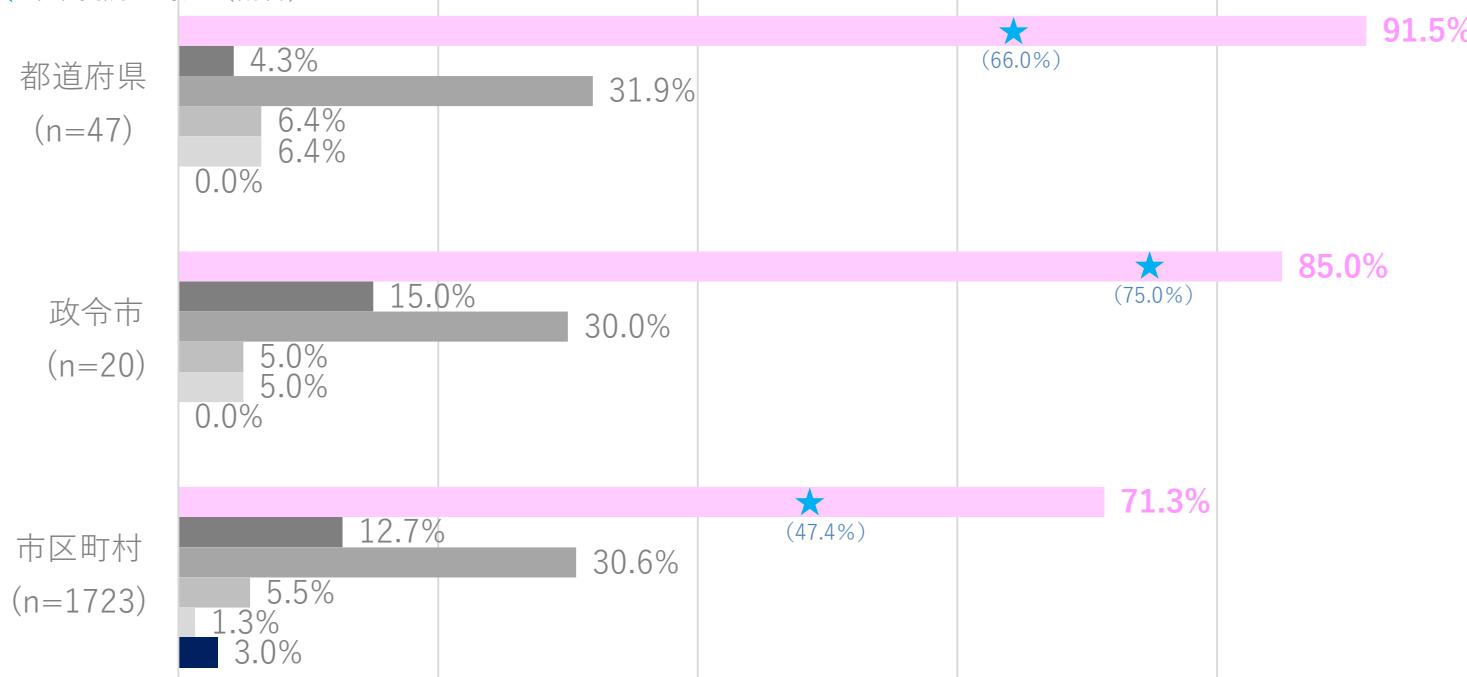


- 勤務実態の具体的な方法の把握方法 -

ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法で勤務実態を把握している割合は、都道府県91.5%（前年度66.0%）、政令市は85%（前年度75%）、市区町村は71.3%（前年度47.4%）と、昨年度に比べて大きく伸び、適正な勤務実態の把握が全国的に進んでいる。

【問1】域内の学校における「在校等時間」等※の把握方法について該当するもの（複数回答）

★ 昨年度調査時点（割合）



- ① ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している
- ② 校長等の現認により客観的に把握している
- ③ 庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している
- ④ ③以外の方法による本人からの自己申告により把握している
- ⑤ その他の方法により把握している
- ⑥ 把握していない



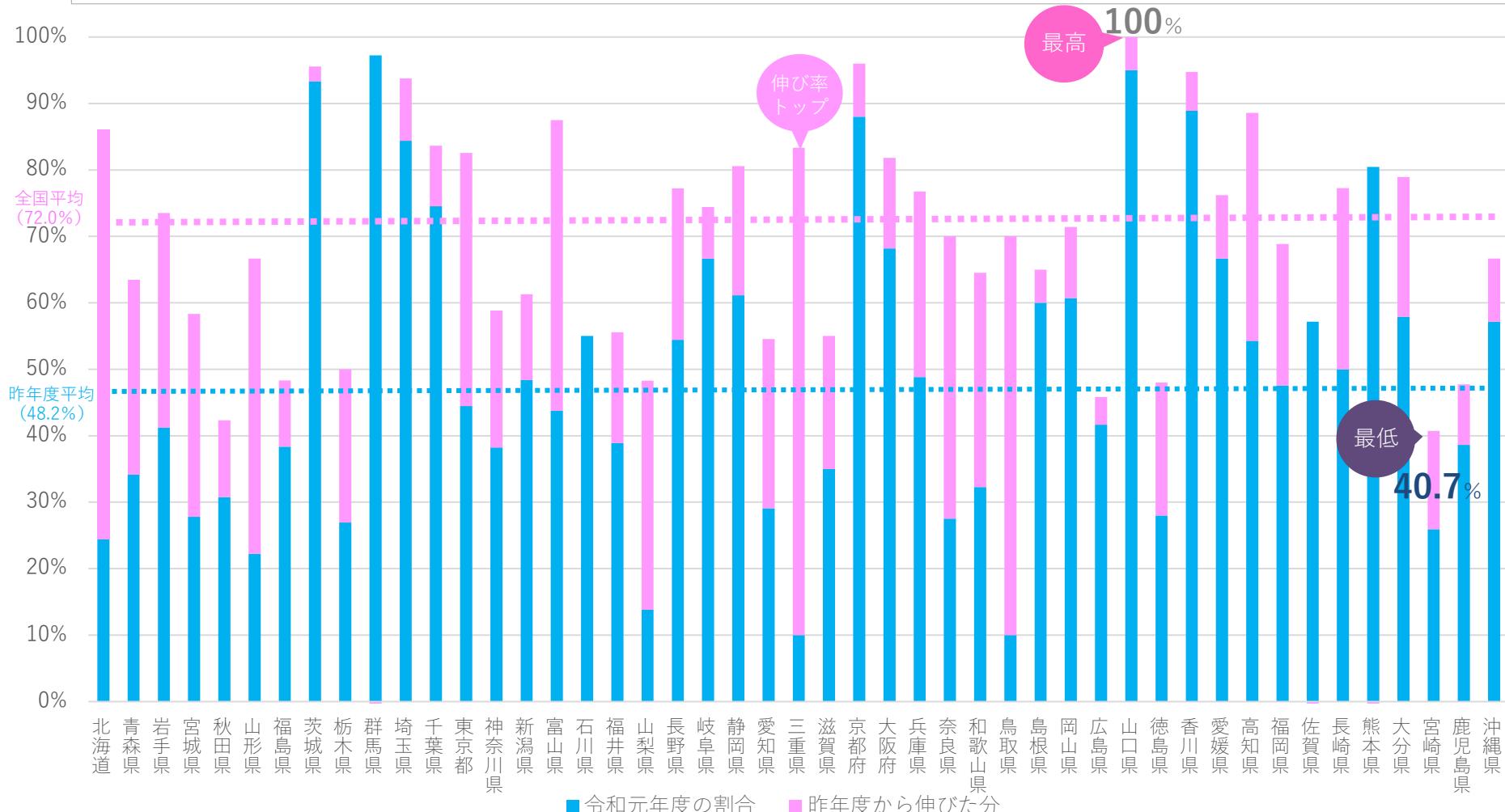
※「在校等時間」等：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会が把握されている時間を想定）

※働き方改革推進法施行（平成31年4月1日）による労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による労働時間の状況の把握が事業者（服務監督権者である教育委員会、校長）の義務として法令上明確化。

—勤務実態の具体的な方法の把握方法（都道府県別の実施自治体の割合）—

ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法で勤務実態を把握をしている各都道府県別の実施自治体割合※は以下のとおり。

昨年度に比べて**ほぼすべての都道府県において導入割合が増加し大きく前進**。勤務実態の客観的把握は法律上で実施が義務付けられているため、いち早く100%となることが求められている。



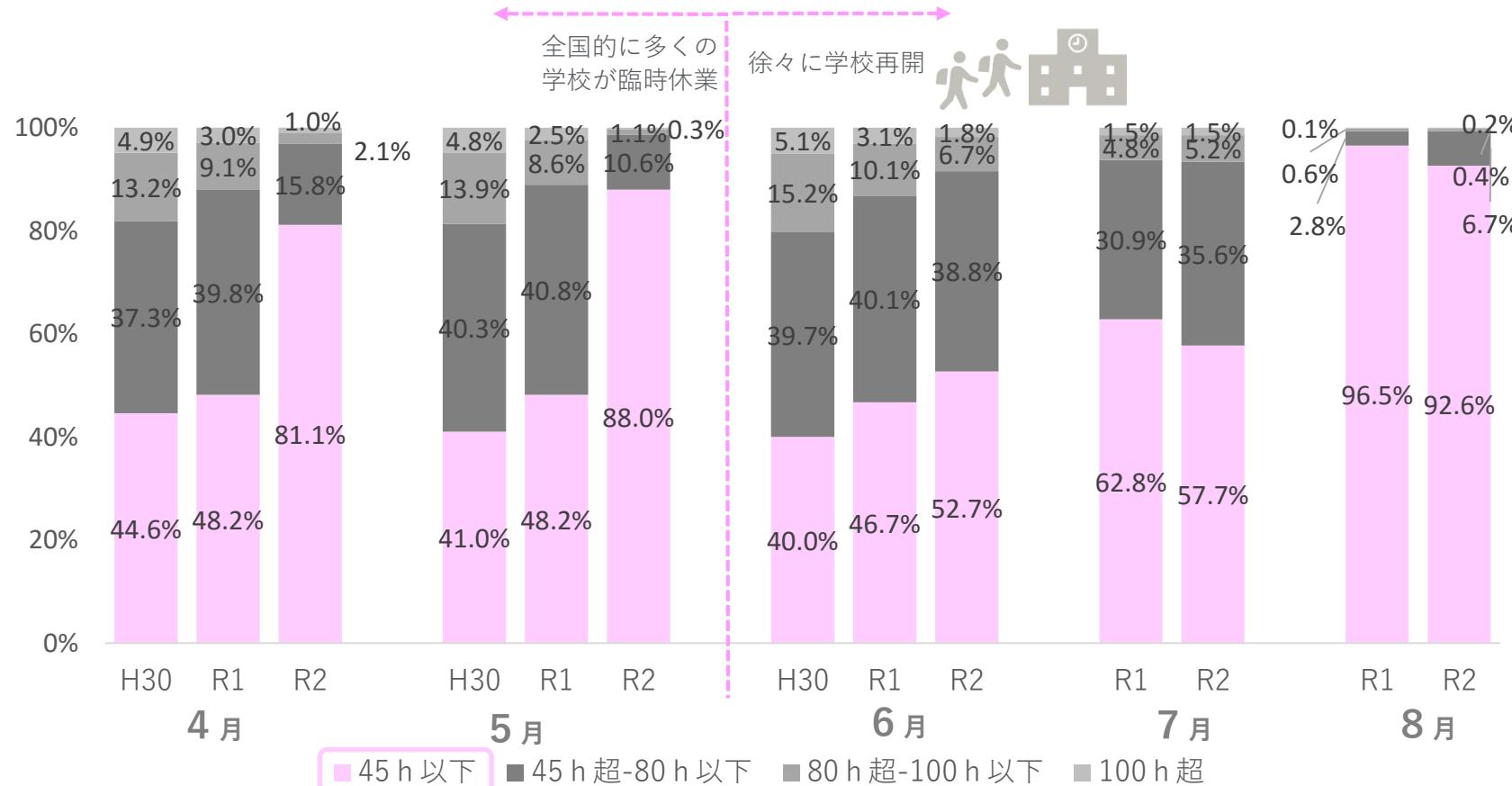
※例えば、北海道の場合、北海道+札幌市+178市町村=計180自治体のうち、155自治体（86.1%）が客観的な方法で勤務実態を把握している状況

小学校

(義務教育学校前期課程を含む)

「時間外勤務月45時間以下」の割合は、全国的に臨時休業していた**4、5月は前年度より30~40%の大幅増、6月は6%の増**。一方で、学校再開が本格化した**7月からは夏季休業期間の短縮も影響し、前年度より5%程度減**。

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値として整理

※H30.4はn=621、R1.4はn=915、R2.4はn=1262、H30.5はn=646、R1.5はn=937、R2.5はn=1264、H30.6はn=716、R1.6はn=1006、R2.6はn=1314、R1.7はn=1018、R2.7はn=1301、R1.8はn=963、R2.8はn=1236

小学校

(義務教育学校前期課程を含む)

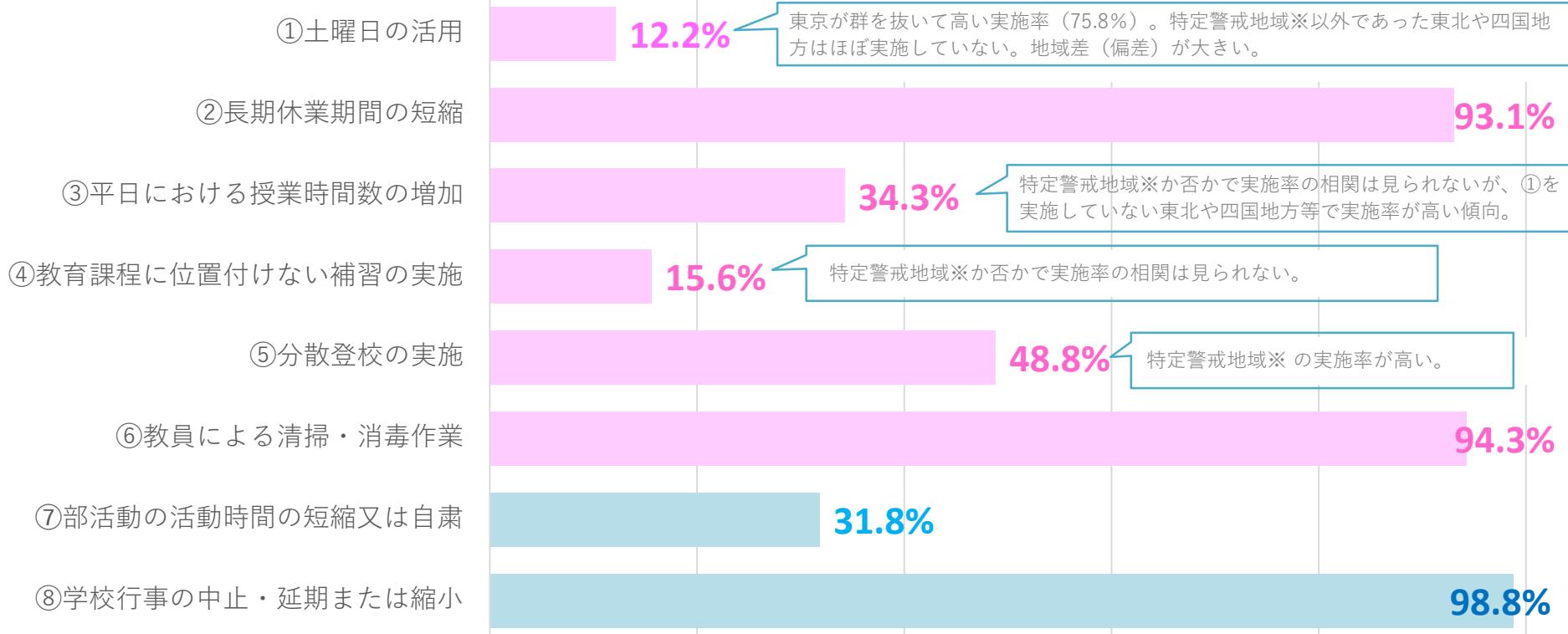
勤務時間「増」に作用する「長期休業期間の短縮」や「教員による清掃・消毒作業」は95%弱の自治体で地域差なく全国的に実施。一方で、「土曜日の活用」や「平日における授業時間数増加」、「補習の実施」は4割にも満たなかった。

【問】新型コロナウイルス感染症対策のために、令和2年6月～8月において、域内の概ねの学校において実施されていた項目（複数回答）

※回答自治体数 n=1743 (都道府県5、政令市20、市区町村1718)

 : 勤務時間「増」要因

 : 勤務時間「減」要因

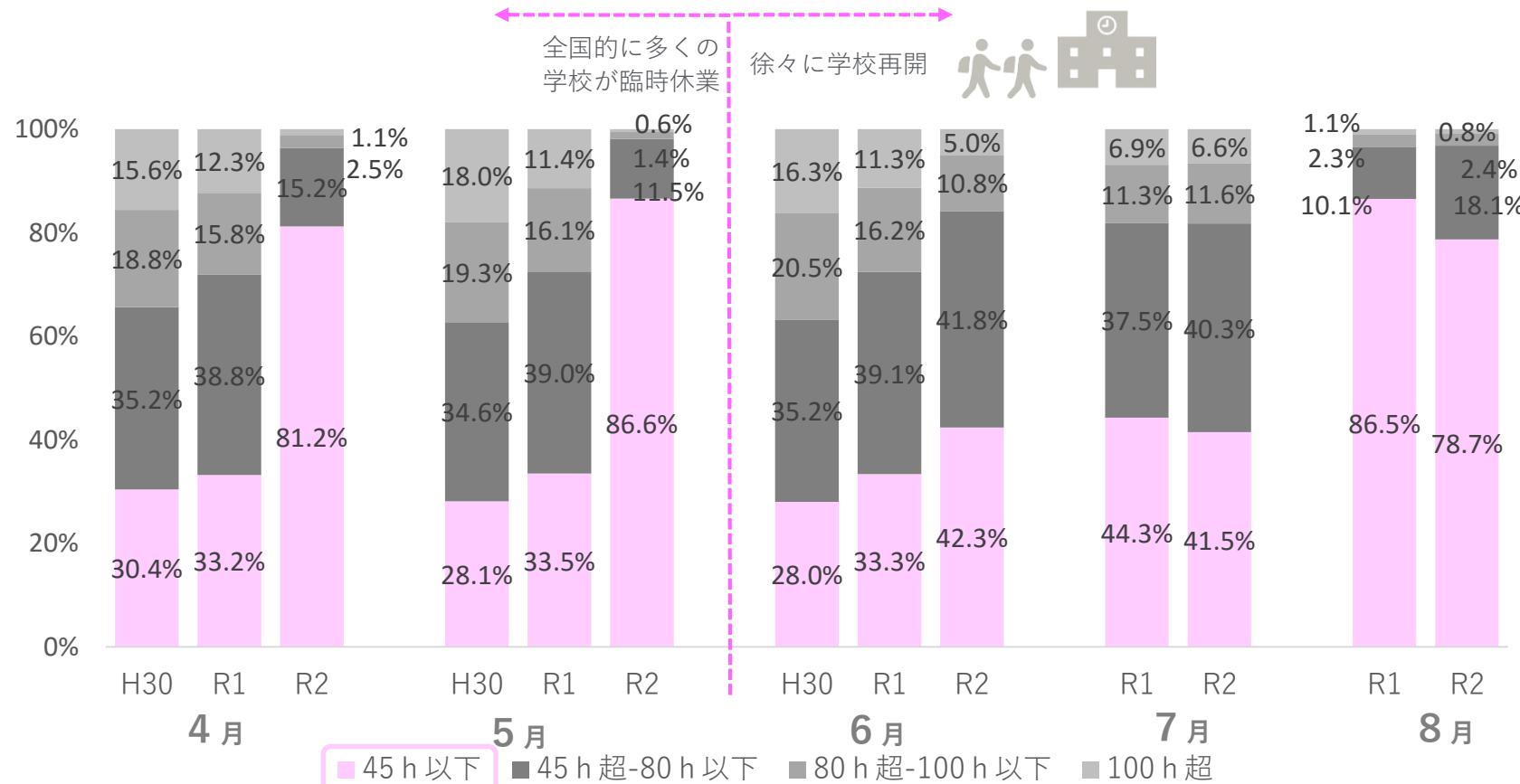


中学校

(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む)

「時間外勤務月45時間以下」の割合は、小学校と同様、休業期間の4、5月は前年度より50%程度の大幅増、6月は10%程度の増。小学校より増え幅が大きいのは部活動時間の短縮・自粛が大きく影響しているとみられる。一方で、7月からは夏季休業期間の短縮も影響し、前年度より3~8%減。

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値として整理

※H30.4はn=621、R1.4はn=927、R2.4はn=1267、H30.5はn=639、R1.5はn=945、R2.5はn=1274、H30.6はn=714、R1.6はn=1017、R2.6はn=1327、R1.7はn=1032、R2.7はn=1314、R1.8はn=996、R2.8はn=1259

中学校

(義務教育学校後期課程、
中等教育学校前期課程を含む)

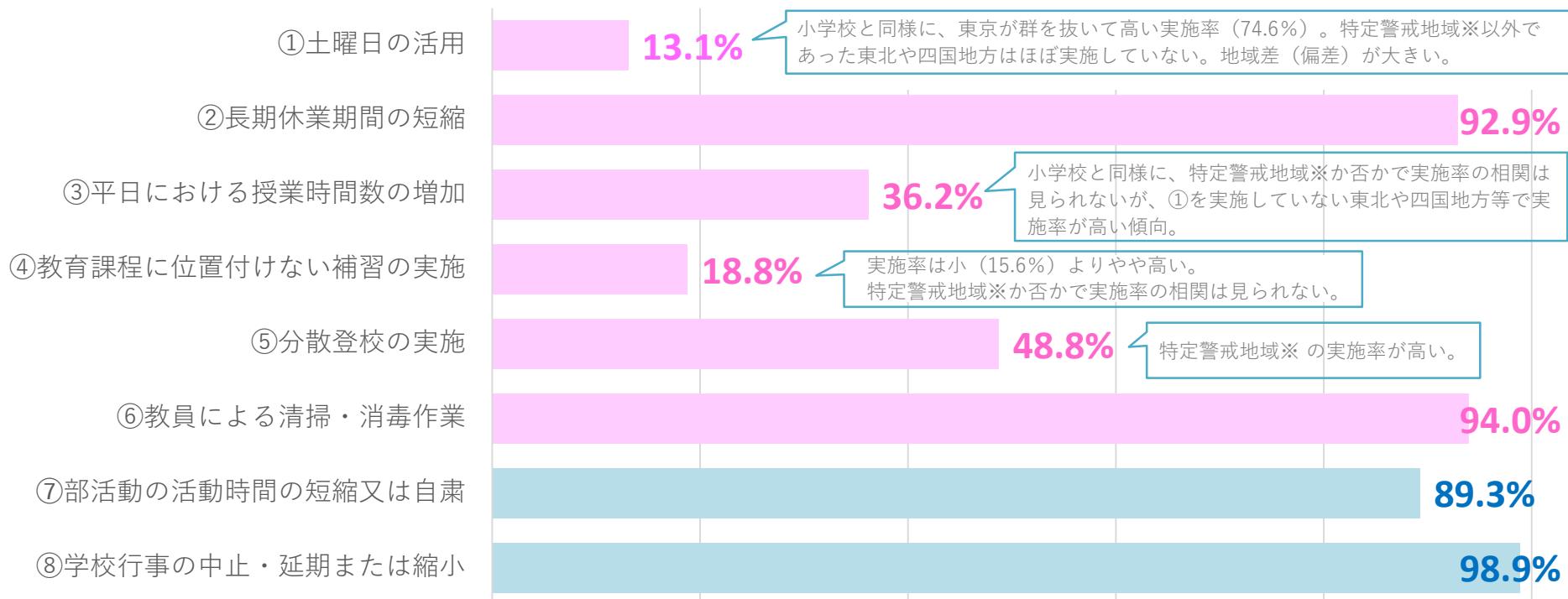
勤務時間「減」に作用する「部活動の活動時間の短縮又は自粛」は約9割の自治体で実施。それ以外の項目については、小学校とほぼ同様の傾向。

【問】新型コロナウイルス感染症対策のために、令和2年6月～8月において、域内の概ねの学校において実施されたいた項目（複数回答）

※回答自治体数 n=1763 (都道府県37、政令市20、市区町村1706)

 : 勤務時間「増」要因

 : 勤務時間「減」要因

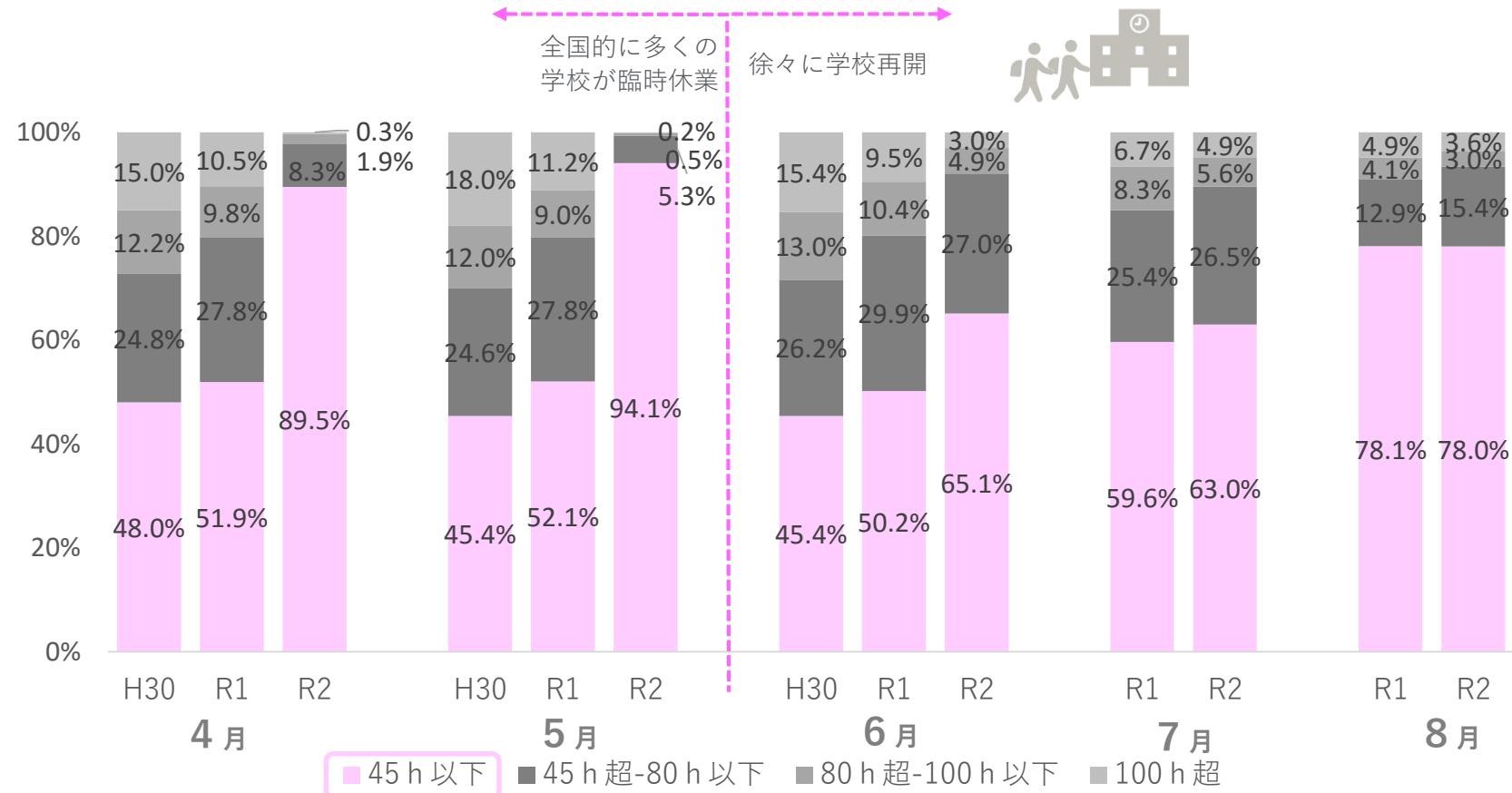


高等学校

(中等教育学校後期課程を含む)

「時間外勤務月45時間以下」の割合は、4～7月を通して昨年度に比べて割合が増加。
8月も昨年度と同水準を維持。

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値として整理

※H30.4はn=48、R1.4はn=69、R2.4はn=98、H30.5はn=50、R1.5はn=69、R2.5はn=97、H30.6はn=54、R1.6はn=72、R2.6はn=102、R1.7はn=83、R2.7はn=96、

R1.8はn=83、R2.8はn=98

高等学校

(中等教育学校後期課程を含む)

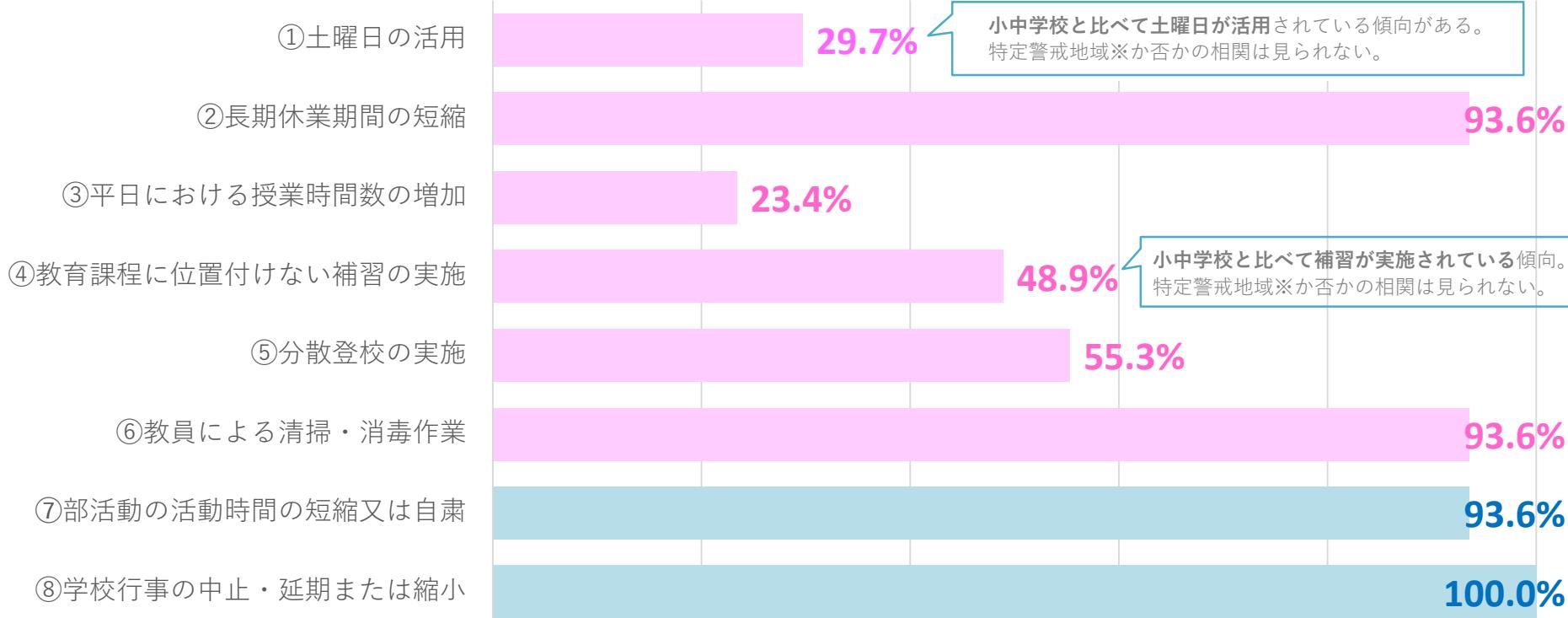
勤務時間「増」に作用する「**長期休業期間の短縮**」や「**教員による清掃・消毒作業**」は、**全国的に高水準で実施**。相対的に「平日における授業時間数の増加」の実施率が低いことや「部活動の活動時間の短縮又は自粛」が高いことが、小中学校の勤務実態の傾向と多少異なる状況となった要因の一つと考えられる。

【問】新型コロナウイルス感染症対策のために、令和2年6月～8月において、域内の概ねの学校において実施された項目（複数回答）

※n=47（高等学校については、都道府県立が多数を占めるため、47都道府県に絞った回答内容を集計）

 : 勤務時間「増」要因

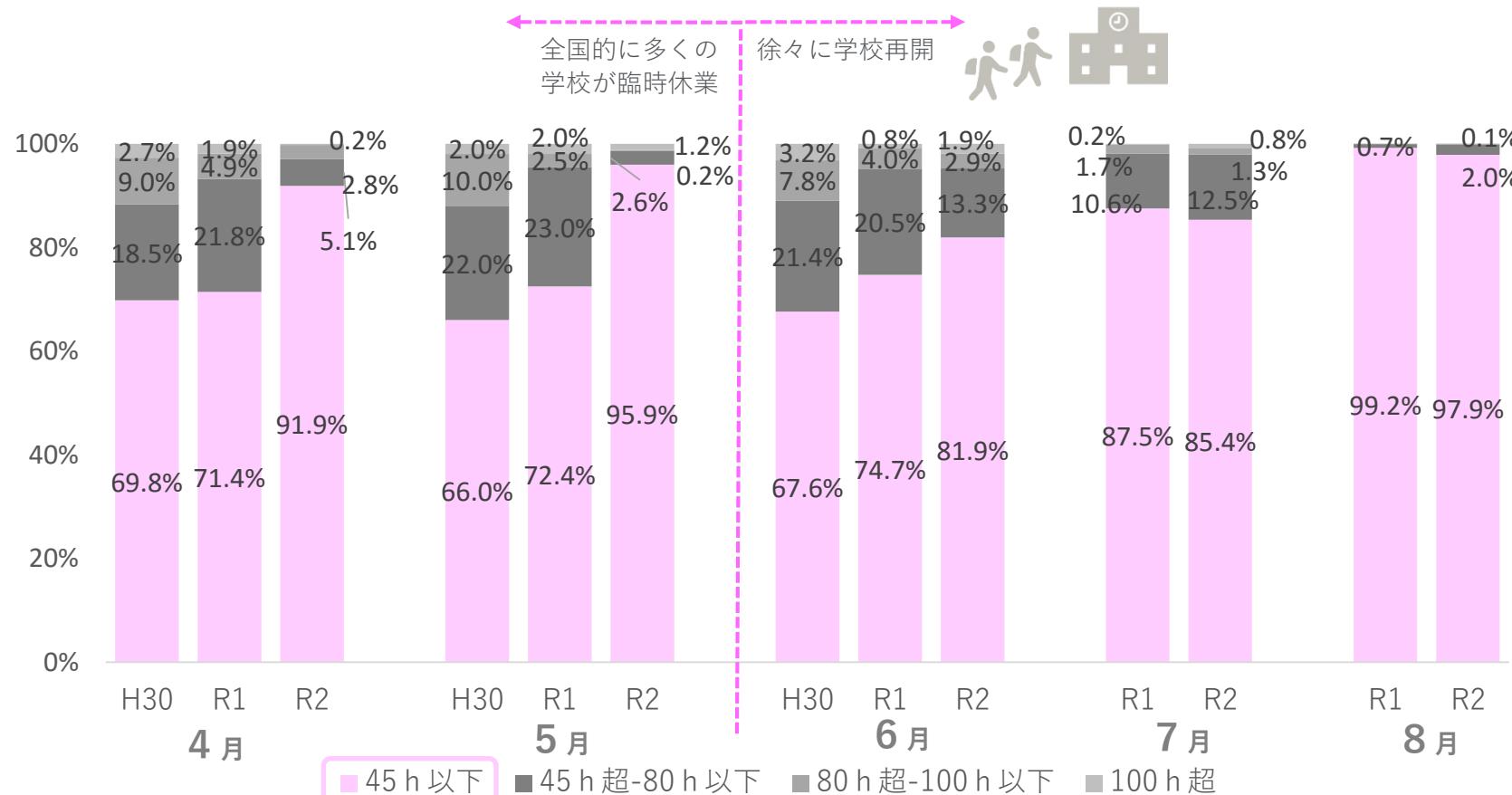
 : 勤務時間「減」要因



特別支援学校

「時間外勤務月45時間以下」の割合は、4～6月は昨年度に比べて割合が増加。
7、8月も微減程度。

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値として整理

※H30.4はn=49、R1.4はn=70、R2.4はn=93、H30.5はn=49、R1.5はn=71、R2.5はn=92、H30.6はn=53、R1.6はn=72、R2.6はn=98、R1.7はn=82、R2.7はn=91、

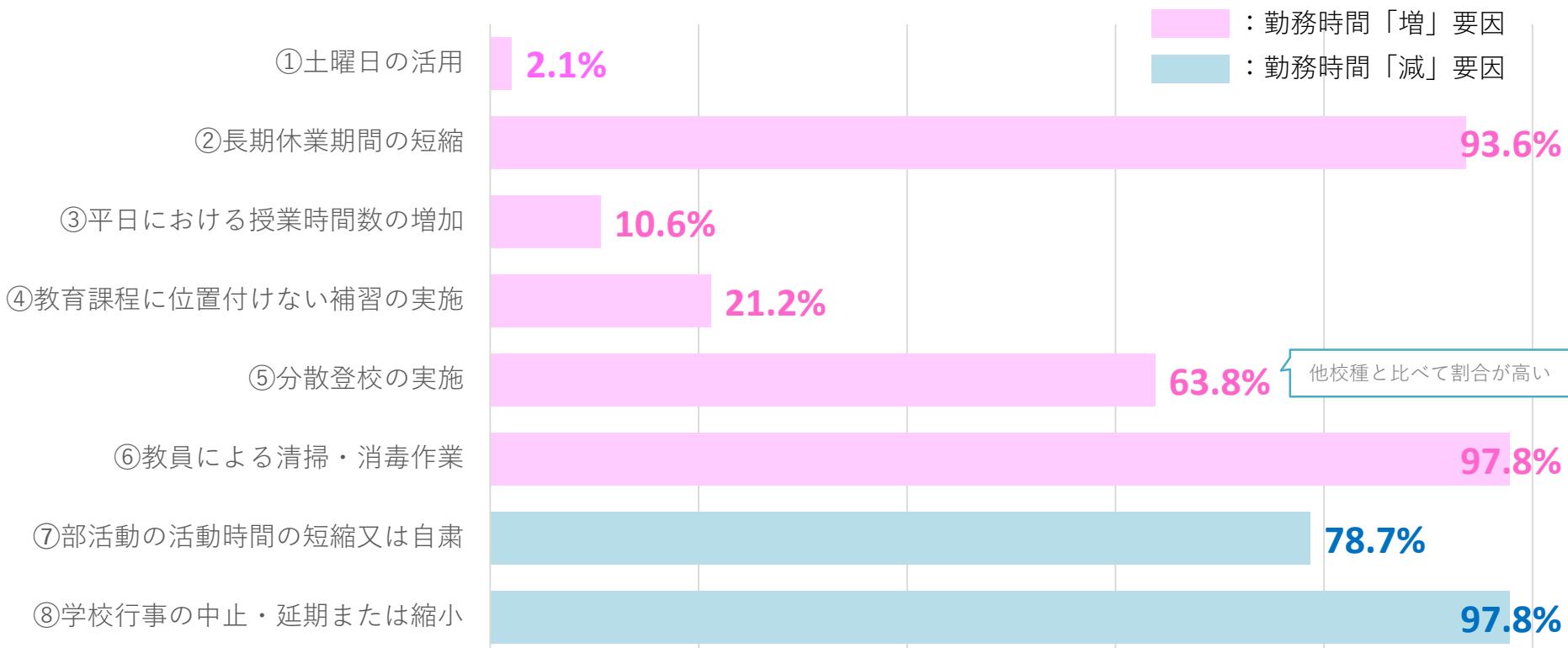
R1.8はn=83、R2.8はn=84

特別支援学校

勤務時間「増」に作用する「長期休業期間の短縮」や「教員による清掃・消毒作業」は全国的に高水準で実施。「土曜日の活用」は他校種と比べて低くほとんど実施されていない一方で、「分散登校」は他校種に比べて最も実施率が高い。

【問】新型コロナウイルス感染症対策のために、令和2年6月～8月において、域内の概ねの学校において実施されていた項目（複数回答）

※n=47（特別支援学校については、都道府県立が多数を占めるため、47都道府県に絞った回答内容を集計）

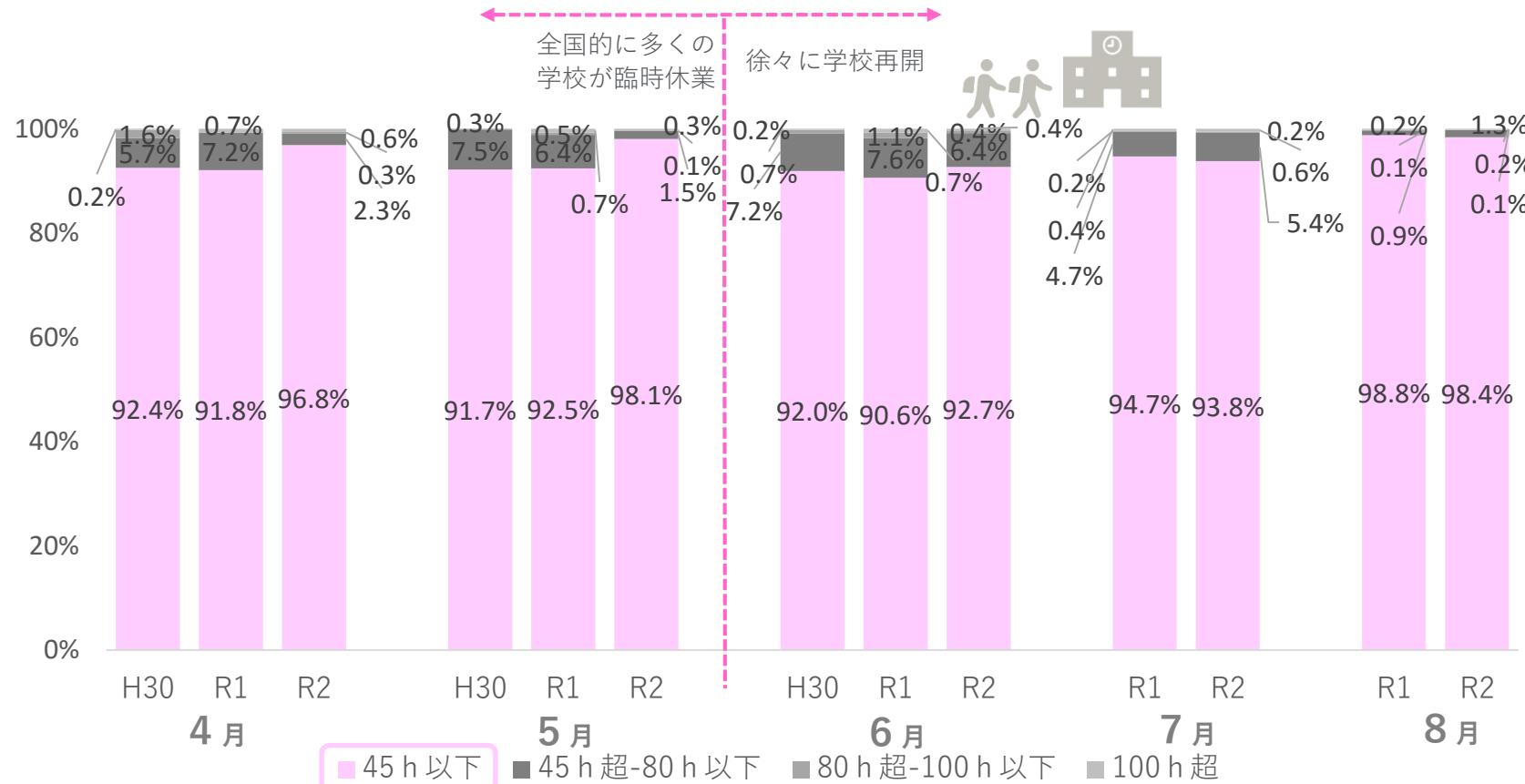


幼稚園

(幼稚園型認定こども園を含む)

「時間外勤務月45時間以下」の割合は、4～5月は昨年度に比べて割合が増加。
6月～8月は昨年度と同様の傾向。

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



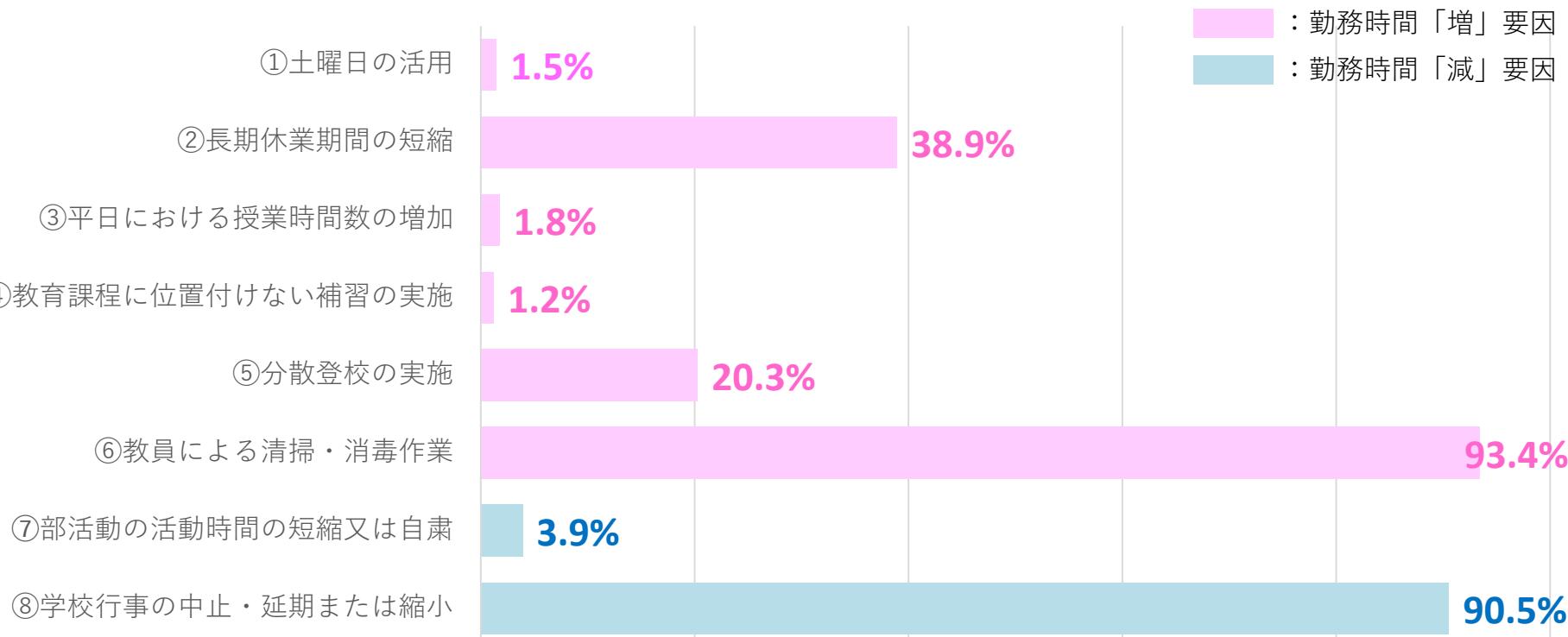
幼稚園

(幼稚園型認定こども園を含む)

「長期休業期間の短縮」や「分散登校の実施」は、それぞれ約4割、約2割の自治体で実施。「教員による清掃・消毒作業」及び「学校行事の中止・延期または縮小」は高水準で実施。

【問】新型コロナウイルス感染症対策のために、令和2年6月～8月において、域内の概ねの学校において実施されていた項目（複数回答）

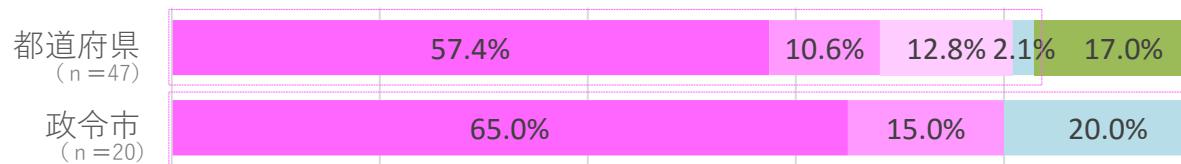
※回答自治体数 n=740（都道府県3、政令市14、市区町村723）



– 指針を踏まえた条例・規則等の整備状況 –

文部科学大臣が定める「指針」を踏まえた条例等が令和2年度中に整備済・整備される見込みである自治体は、**都道府県は83%、政令市は100%**。また、指針を踏まえた上限方針の教育委員会規則等が令和2年度中に整備済・整備される見込みである自治体は、**都道府県は95.8%、政令市は100%、市区町村は68.4%**。

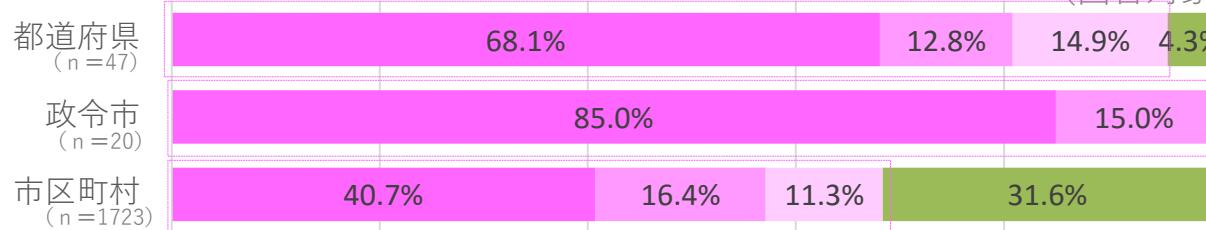
【問】指針※を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定める上限方針※の実効性を高めるための**条例の整備状況** (回答対象：都道府県・政令市のみ)



- ① 令和元年度中の議会において条例改正を行った。
- ② 令和2年度（4月～8月）の議会において条例改正を行った。
- ③ 令和2年度（9月～3月）の議会において条例改正を行う予定である。
- ④ 条例に明確な根拠となる規定が既に整備されており、条例改正は行わない。
- ⑤ 条例の整備については検討中である。

【問】指針を踏まえ、上限方針を教育委員会規則等として位置づけるなどの**規則等の整備状況**

(回答対象：すべての教育委員会)



- ① 令和元年度中に規則等の整備を行った。
- ② 令和2年度（4月～8月）において規則等の整備を行った。
- ③ 令和2年度（9月～3月）において規則等の整備を行う予定である。
- ④ 規則等の整備については検討中である。

※指針：公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

※上限方針：所管する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

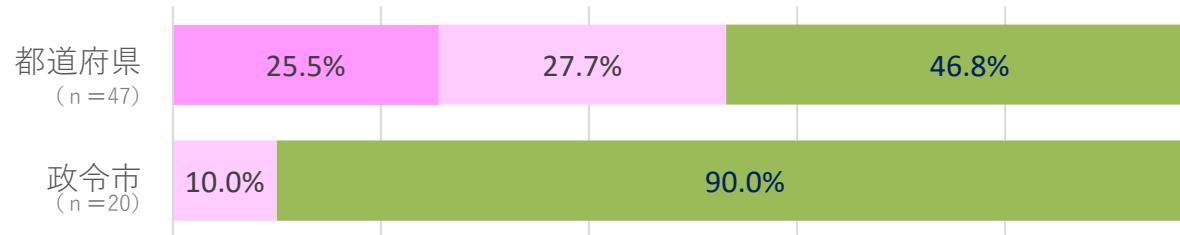
– 1年単位の変形労働時間制に関する条例の整備状況 –

休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制に関する条例を今後整備予定である自治体は、**都道府県は53.2%、政令市は10.0%**。（令和2年度中の整備見込みは、都道府県は25.5%、政令市は0%）

※あくまでも各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるよう法整備された制度であるため、他の調査項目と異なり、**実施率の高低が望ましい／望ましくない状況を表すものではない**ことに留意。

【問】休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制に関する条例の整備状況

(回答対象：都道府県・政令市のみ)



- ① 令和2年度の議会において条例の整備を行う予定である。
- ② 時期は未定だが、条例の整備を行う予定である。
- ③ 条例の整備を行う予定はない。
- ④ 条例の整備を行うか否かを含めて検討中である。

休日の「まとめ取り」（施行日：令和3年4月1日）

- ✓ 令和元年12月に公布された改正給特法により制度化。各地方公共団体の判断により年間の業務の繁閑に応じ勤務時間を柔軟に配分することができる制度。教師のリフレッシュの時間の確保、教職の魅力向上等が目的。
- ✓ 長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用が可能。また、在校等時間の上限時間の遵守等の前提状況を文部科学省令や「指針」に規定。
- ✓ 実際の条例等の整備や制度の適用については、新型コロナウィルス感染症の状況を含め、**地域や学校の実情に応じて、各地方公共団体において判断するもの。**



- 各取組の実施率 (総括表) -

取組内容	New : 前回調査では質問なし ↑ : 前回調査に比べて1割程度増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1723)	総計 (n=1790)
①所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定している	97.9% 	95.0% 	56.3% 	57.8% 	
②学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップを実施しており、業務改善のP D C Aサイクルを構築している	83.0% 	75.0% 	31.9% 	33.7% 	
③部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている	100.0%	100.0%	64.3%	65.6%	
④臨時休業に伴う学習の遅れを取り戻すための補習等、新たな教員の負担を軽減するために学習指導員等の人材の参画を図っている New	68.1%	100.0%	60.2%	60.8%	
⑤事務作業や電話・来客応対、消毒作業等、教員の負担軽減のためにスクール・サポート・スタッフをはじめとした人材の参画を図っている New	85.1%	100.0%	78.1%	78.5%	
⑥学習評価や成績処理について、ICTを活用(校務支援システム等の活用等)して、事務作業の負担軽減を図っている	91.5% 	95.0%	64.5%	65.5%	
⑦教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減している	97.9% 	90.0%	61.3%	62.6%	
⑧学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計化制度を採用すると共に、給食費の徴収・管理を地方公共団体や教育委員会で対応している New	2.1%	30.0%	37.2%	36.2%	
⑨学校閉庁日の設定をしている	95.7%	95.0%	97.2%	97.2%	
⑩勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備している	66.0% 	90.0% 	40.9% 	42.1% 	
⑪学校事務の共同実施をしている	25.5%	75.0%	67.7%	66.7%	
⑫域内の学校において、労働安全衛生法に定められているストレスチェックを実施している New	100.0%	100.0%	80.7%	81.5%	

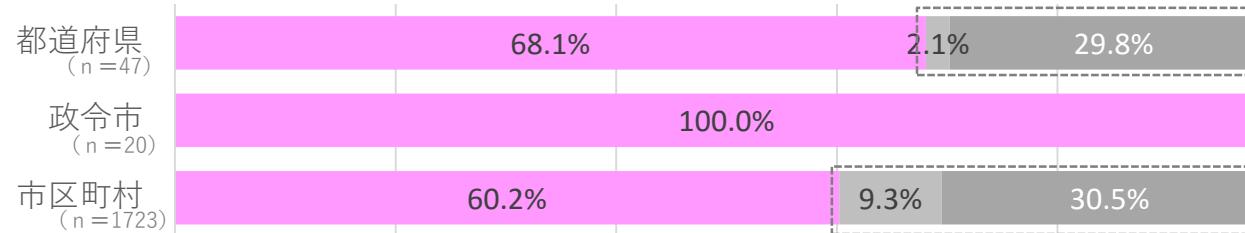
*各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

*昨年度の調査では、50の取組を調査したが、今年度はコロナ対応の教育委員会の調査負担軽減のため調査項目を精選。残りの項目はチェックリストにして教育委員会等へ送付。

– 学習指導員等の活用 –

長期の臨時休業に伴う学習の遅れを取り戻すための補習やきめ細かな指導等、教員の負担軽減を担う学習指導員等は、**都道府県68.1%、政令市100%、市区町村60.2%**の自治体で配置。

【問】臨時休業に伴う学習の遅れを取り戻すための補習等、新たな教員の負担を軽減するために**学習指導員等の人材の参画**を図っているかどうか New



特定警戒地域※に該当していなかつた自治体が7割を占めている。

■①既に実施した又は実施中 ■②実施に向けて検討中 ■③特に取り組んでいない、取り組む予定はない等

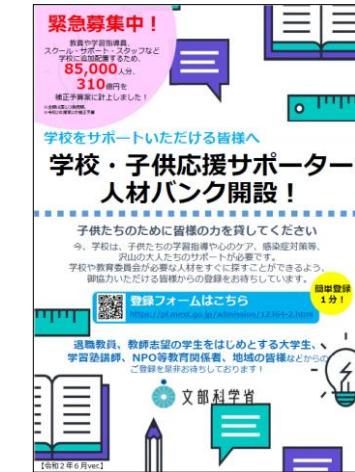
臨時休業後の学校再開のための人的支援

学習指導員やスクール・サポート・スタッフの大規模配置

- ✓ 学校再開後の子供たちの学習指導や心のケア、感染症対策等、学校の業務を負担軽減するため、学習指導員（61,200人分、232億円）、スクール・サポート・スタッフ（20,600人分、38億円）の大規模配置に必要な費用を補正予算（令和2年度第2次補正予算）に計上。
- ✓ 各自治体においては、退職教員や学生、地域の方々など、幅広い方々からの協力を得て、学校現場への追加的な人的配置を行っている。（次頁以降の事例参照）

「人材バンク」を立ち上げ 人材確保を支援

- ✓ 学校再開後には沢山のマンパワーが必要になることから、速やかな人材確保が進むよう、文部科学省において、「学校・子供応援センター人材バンク」を4月に開設。
- ✓ 登録人数は**21,000人超**（令和2年12月現在）。登録者の年齢は20代～65歳以上まで、職歴も学生から民間企業、学習塾等に勤務されている方々など、幅広い層から登録されている。



-コロナ禍における学習指導員の活用事例（中山間地）①-



大学やハローワーク、シルバー人材センター等と連携強化し人材を確保（島根県教育委員会）

島根県教育委員会では、通年人材確保の難しさを抱える中、地域のあらゆる機関に連携を呼びかけ、学生や地域人材、退職教員等の人材を確保し学校に大規模配置を実施。

どのように人材確保を進めましたか？

大学連携

県教委で募集内容や勤務条件等をまとめ、学生向けのリーフレットを作成し、県内大学各キャンパスを訪問・説明し、各大学から学生へ一斉メール送信、電子掲示板への掲載等を通じて募集をしました。

広報

ハローワークへの求人応募、各学校HPで募集し、さらには、市町村教育委員会や各学校から、文科省人材バンクやシルバー人材センター等への登録依頼、地域情報ネットワークを活用した情報発信など、様々な方法で広報を強化しました。

支援員をやってみていかがですか？



生徒の表情の変化や勉強の姿勢の変化などを見ることができ、非常にやりがいを感じています。



突然職を失い生活の見通しが立たない中採用していただき感謝しています。前職の経験を活かせる教科の支援をしながら、子供たちと関われる喜びを感じができる充実した日を送っています。



実際にどんなサポートをしていますか？

小学校



算数や国語を中心に担任とTTへ。外国からの転入児童の支援、ICT機器の使い方指導など。特に小1の支援の効果は大きく、個別支援を重ねることで児童の安定を引き出すことに大きくつながりました。

中学校



学習の遅れが見られる生徒のTT支援、放課後補習指導支援、休業を機に情緒不安定になった生徒の悩み相談等。また、学級担任が並行して不登校支援をすることは難しいため、支援員の力は大きいです。

高等学校



5教科を中心に指導補助、希望者や課題が遅れている生徒を対象とした放課後学習支援、休業期間に遅れた進路指導（推薦入試の面接指導等）をしています。

特別支援学校

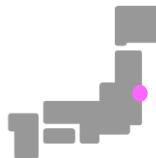


授業中・休み時間を問わず子供たちの生活支援や授業補助、片づけサポート等しています。

想定外の効果も沢山あったそうですね？

- ✓ 今回の配置を契機に、学校と大学との連携が始まるなど新たな教育連携の基礎につながりました。
- ✓ 学校のサポートに入ったことを契機に教職を志す学生が出てきました。
- ✓ アルバイト収入が断たれたことにより学業を断念しようとしていた学生の雇用対策となり学業が続けられるようになりました。

-コロナ禍における学習指導員の活用事例（都市部）②-



教員志望者を含む100人以上の学生が学校のサポートを実施（仙台市教育委員会）

仙台市教育委員会では、宮城教育大学、東北学院大学、東北福祉大学等、仙台市内の近隣の大学と連携を図り、大学内のポータルサイトやその他の広報により人材を募集。仙台市内のアルバイトも縮小する中で、教員志望者を含む100人以上の学生がコロナ禍で業務多忙となった学校のサポートを実施。

サポート内容は？

- ✓ 授業中につまずきが見られる児童生徒に対する個別支援
- ✓ 授業中に担任と分担して採点等を補助
- ✓ 放課後等の補充学習の実施
- ✓ 授業以外の時間に、学習プリントの準備やノート点検、採点業務 等



教員を目指す学生の皆さん、支援員をやってみていかがですか？



コロナの影響で教育実習の期間が短くなっている中、継続して教育活動に入ることができ、実際に先生方の指導や児童への関わり方を学ぶ貴重な機会となっており、とてもありがとうございます。



教職課程で学習指導要領はじめ様々勉強していたものの、実際に、継続して学習支援をしてみると、児童の様子は頭で考えていたものと全く異なり、大変勉強になっています。教員になりたい気持ちが強くなりました。



実際にサポートを受けた先生方、いかがですか？

担任が放課後等に別途個別指導をしていた部分を、指導員による授業中の支援が入ることにより、子供たちからの「わかった！」という声が目立つようになりました。

放課後になって職員室に戻ると、翌日の学習で使用する課題プリントが支援員により印刷されて準備されていて、ほっと一息つくとともに、別の業務を行うことができ、大変ありがとうございます。

学校再開後の不安定な子供たちを多くの大人の目で見ることができ、担任が気づかなかった子供たちの様子を掴むことができて助かりました。不登校になりかけた児童に支援員がマンツーマンで算数等を支援するなど、スマイルステップで自信をつけることができ、毎日登校できるようになりました。



－コロナ禍における学習指導員の活用事例③－

地域の学習塾と連携し土曜日に補習教室を開催 (静岡市教育委員会)

静岡市教委は地元の学習塾と連携し、臨時休業によって学習に不安を感じている中学生をサポートするため、隔週土曜日に学校外で補習教室を実施。対象科目は、単元の積み上げの影響が大きい「数学」と「英語」。

具体にどのような連携をとっているのですか？

- 希望する中学生を対象に、**学習塾からの授業動画とテキストの提供**を受けながら、市で配置した学習指導員が生徒の支援・指導を実施しています。
- 9月～1月の隔週土曜日、会場は中学校外の**市立高校や教育センター**など会場を各区に設置し開催しています。

子供たちの様子はいかがですか？

- 動画を視聴し、テキストに取り組む中で、支援員のポイントをつかんだ支援により、自信をもって学習に取り組んでいます。
- 分からぬ箇所をすぐに支援員に質問できる体制のため、安心した様子で学習しています。



学校再開後の子供たちの相談・見守り・心のケアのための相談員を配置

(奈良県教育委員会)

学校再開後、不安定な子供たちの保健室・別室での対応・フォローや落ち着かない学級でのサポートなどを実施するため、小学校に相談員を配置

- 教員OBや教員志望者、地域の青少年指導員等**が従事。
- 授業時間、休み時間の見守りや相談相手となることで、児童が落ち着いて学校生活を行えるよう支援を実施。
- いじめ問題や不登校等の未然防止や早期発見に貢献。

オンライン教材を活用した補習教室の実施

(北九州市教育委員会)

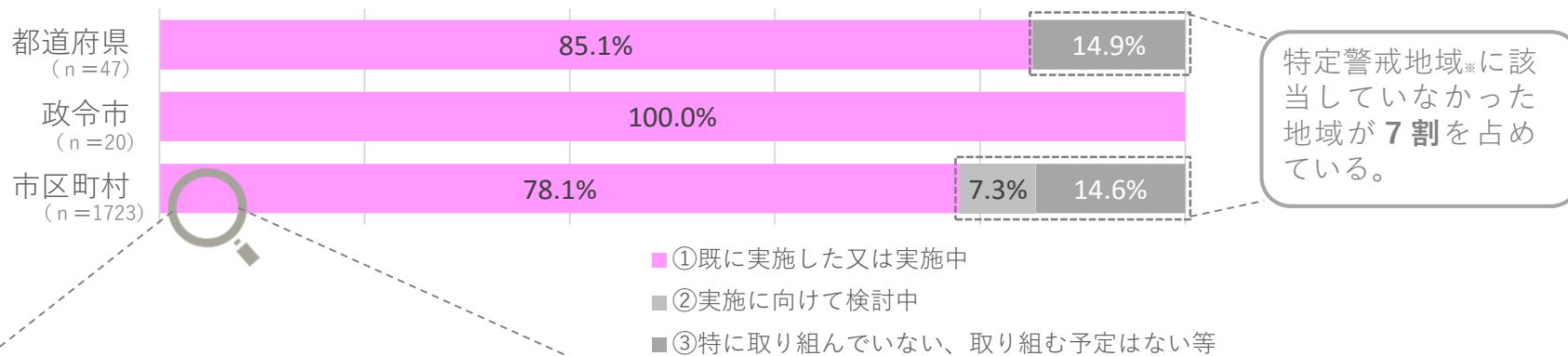
市内の小中学校で「ひまわり学習塾」（放課後補習教室）を学習指導員が実施

- ひまわり学習塾では基礎的・基本的な学力の定着を目指しており、使用する教材は教育委員会で準備し、6～10月は前学年の振り返り、11月～3月が当該学年の振り返りを実施。
- 学校再開後は、特に中3の学力定着を目指し、中学3年生全員にオンライン教材を配布し、希望校のPC教室等に学習指導員を派遣し、対面での指導を実施。

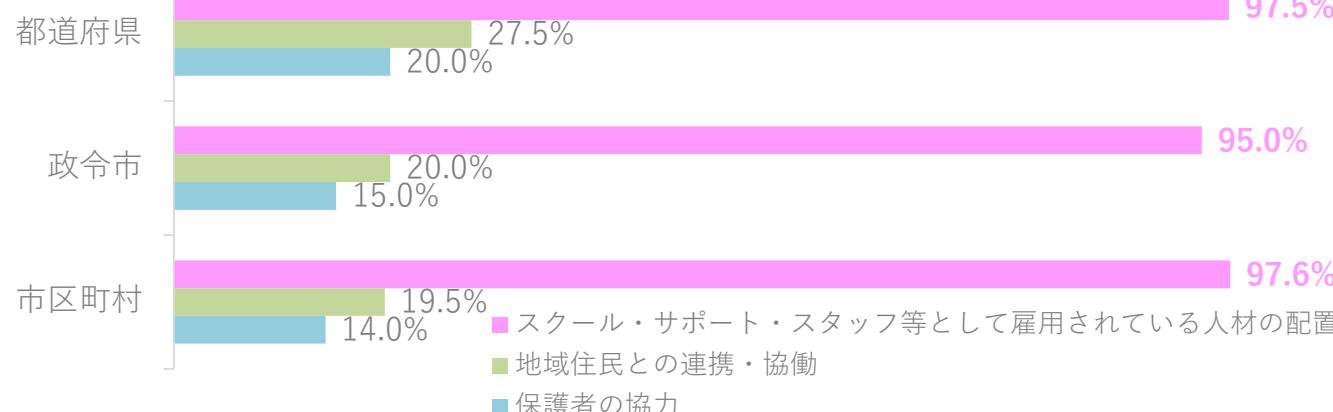
ースクール・サポート・スタッフ等の活用－

感染症対応のために学校の業務として純増した消毒作業やその他事務作業等を担うスクール・サポート・スタッフは、都道府県では85.1%、政令市は100%、市区町村は78.1%の自治体で配置されており、そのうち94%超は、スクール・サポート・スタッフとして雇用している人材を配置している。

【問】事務作業や電話・来客応対、消毒作業等、教員の負担軽減のためにスクール・サポート・スタッフをはじめとした人材の参画を図っている New



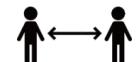
【①既に実施した又は実施中の内訳】



-コロナ禍におけるスクール・サポート・スタッフの活用事例-

新型コロナ感染症対策のために消毒作業や健康観察など、純増した学校の業務について、スクール・サポート・スタッフや地域の方々の協力を得て、教員の負担軽減が全国各地で進められている。

(イメージ)



混雑する場所の密回避サポート

昇降口や水道付近などで、密集回避のために子供たちの誘導サポートなどを実施。



コロナ対応

通常対応

出勤



登校時の検温・健康観察

- ・検温カードの管理全般（回収、チェック、検温を忘れた場合の検温対応）を担任と連携して実施。
- ・発熱があった場合の子供の隔離など、養護教諭と連携しながら実施。



特別教室の消毒

複数学級が使用し、飛沫が飛びやすい音楽室は特に授業毎に消毒。



共用施設の頻繁な換気

特にエアコンが稼働している夏や冬は開けたり閉めたり頻繁に部屋の換気を実施。

感染対策グッズの作成

ソーシャルディスタンスの呼びかけ、手洗い敢行を呼びかけるためのポスター作成・掲示、距離を確保するための床の印付けなどを実施。



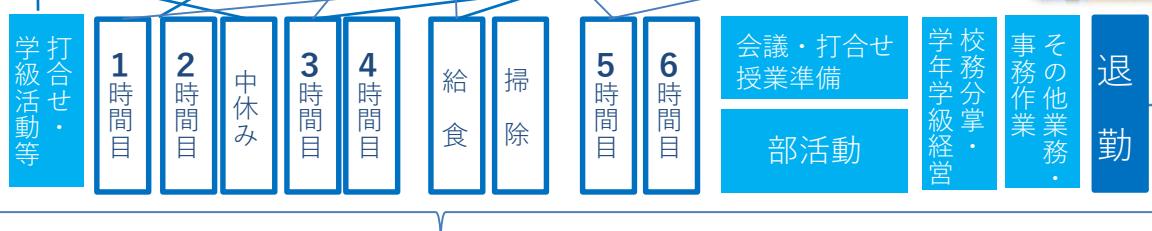
給食配膳補助

飛沫防止の観点から、給食の運搬や配膳は教職員と少人数の児童生徒で対応しているため、特に準備に時間がかかる低学年などの給食配膳をサポート。



共用部分の消毒

- ・ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレなど頻繁に手が触れる部分を一日に複数回消毒。
- ・その他消毒液や石鹼などの補充等を実施。



授業で使用する教材の準備補助

来客・電話応対

データ入力、調査集計等の事務作業の補助

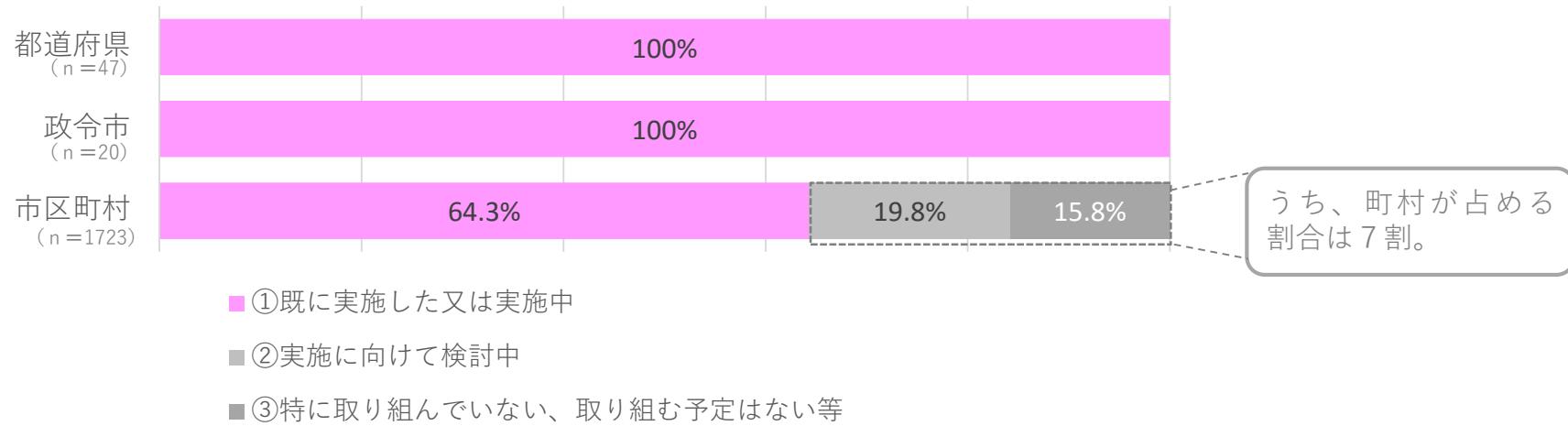
行事・式典の準備等

※学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)では、「大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。」「トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません」「器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導します。」など過剰な消毒作業は必要ない旨を明示。

－部活動指導員等の活用－

部活動指導員等は、すべての都道府県・政令市において、市区町村は、64.3%が配置済み。
昨年度と比較して実施率に大きな推移はない。

【問】部活動について、**部活動指導員**をはじめとした外部人材の参画を図っている

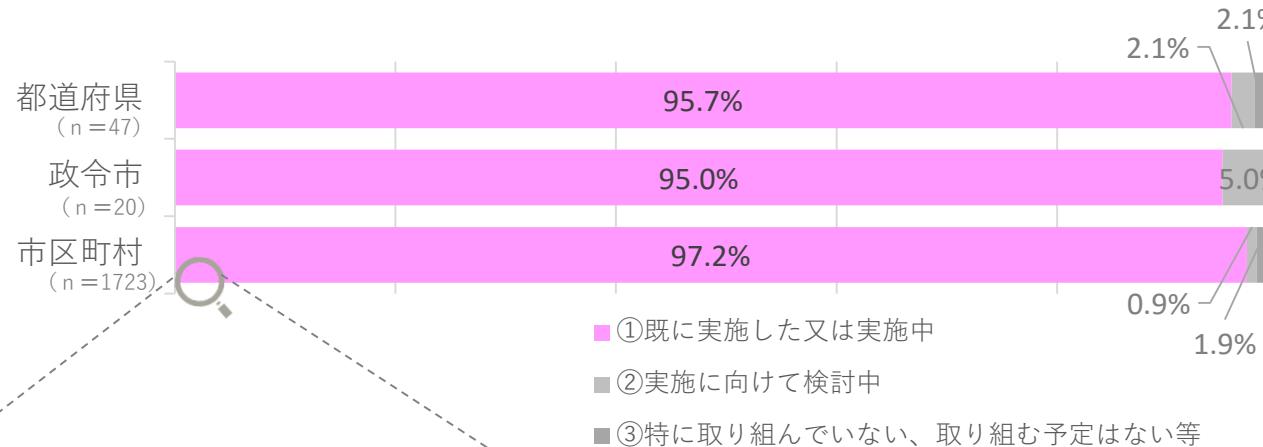


–学校閉庁日の設定–

学校閉庁日の設定状況は、都道府県・政令市・市区町村ともに実施率が高水準となり、**全国的に取組が浸透した状況**となった。

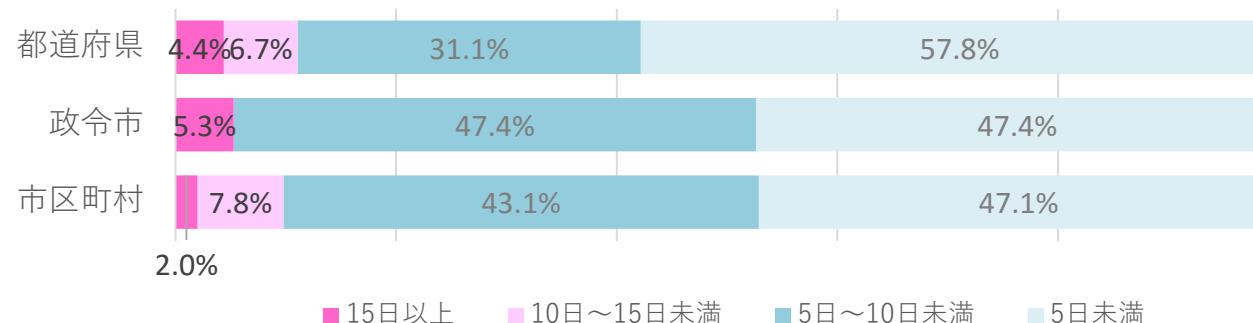
年間の設定期間については、5日未満が約半数、5日～10日未満が4割程度。

【問】学校閉庁日の設定をしているかどうか。



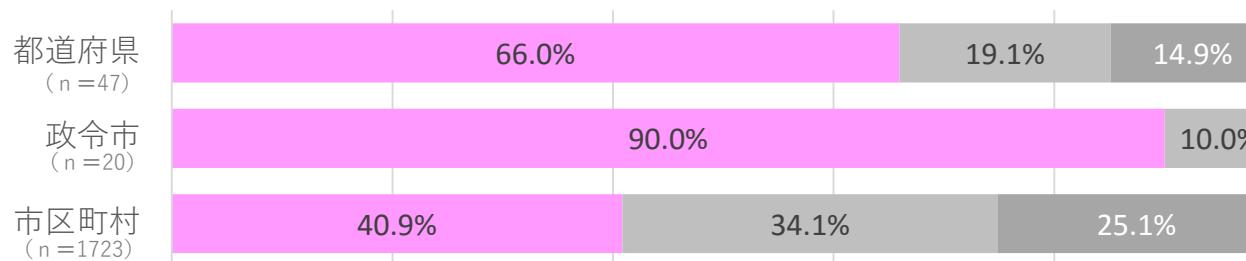
【①既に実施した又は実施中の内訳】

【問】年間の設定期間はどのぐらいか。 (①を回答した教育委員会のみ回答)



勤務時間外の留守番電話の設置等は、都道府県は66.0%（昨年度44.7%）、政令市は90.0%（昨年度55.0%）、市区町村は40.9%（昨年度24.9%）と昨年度に比べて実施率がいずれも大幅に伸び、全国的に導入が進んでいる。

【問】勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備しているかどうか。



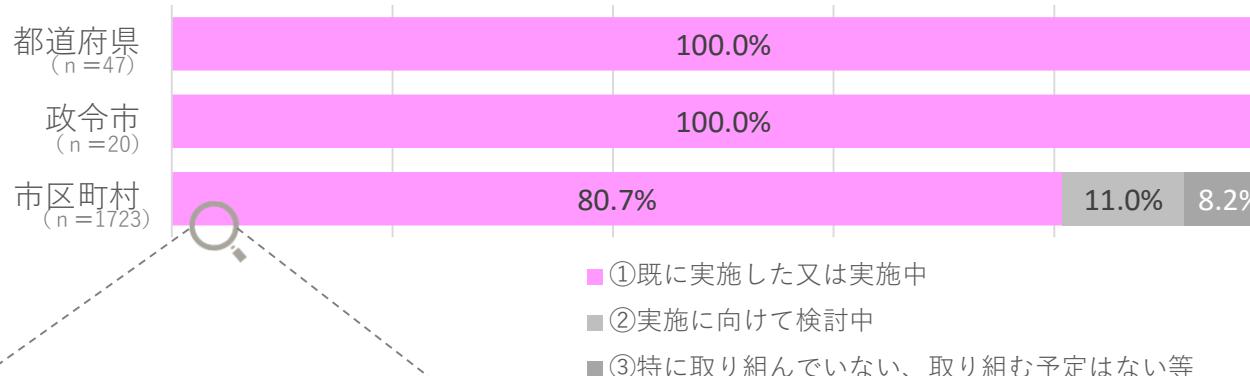
- ①既に実施した又は実施中
- ②実施に向けて検討中
- ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない等

－ストレスチェックの実施状況－

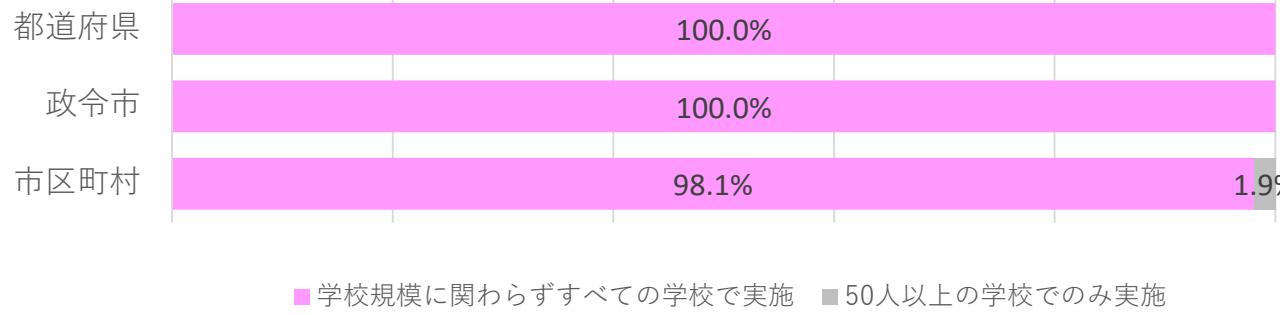
ストレスチェック※は、都道府県、政令市では100%、市区町村は80.7%が実施。

労働安全衛生法では、50人以上の学校ではストレスチェックの実施が義務付けられている。50人未満の学校においては当分の間努力義務とされているが、学校の規模に関わらず全ての学校において適切に実施されることが望ましい。

【問】域内の学校において、労働安全衛生法に定められているストレスチェックを実施しているかどうか。New



【①既に実施した又は実施中の内訳】



※ ストレスチェック：ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査。「労働安全衛生法」が改正されて、労働者が50人以上いる事業所では、2015年12月から、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することが義務付けられた。

国としての今後の取組

○国に対する要望事項への対応

昨年度の同調査において教育委員会から寄せられた**国に対する主な要望事項**（教職員定数の改善、外部人材の配置の拡充等、ＩＣＴ環境整備のための予算補助、部活動の在り方の見直し、教育課程の取扱いの見直し、教員免許更新制度の見直し、学校向けの調査の削減等）に対して、「文部科学省働き方改革推進本部」を中心に課題の検討や取組を進めてきましたが、今後もこれらの取組を着実に進めていき、隨時進捗状況を公表します。

○改正給特法を踏まえた対応

令和元年12月に公布された改正給特法を踏まえ、特に勤務時間の上限に関する「指針」に関して、都道府県・指定都市において条例で「上限方針」を根拠づけた上で、市町村教育委員会等の規則等において「上限方針」の策定を進めていただくよう、引き続き、策定状況をフォローアップするとともに、今回の改正の趣旨や意義の周知徹底を図っていきます。

○勤務実態の客観的な把握の推進

今回の調査において、「ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している」と回答した教育委員会の割合は、昨年度に比べて大きく伸びましたが、働き方改革のスタート地点でもある客観的な勤務実態の把握が一刻も早く全国すべての都道府県・市区町村において行われるよう、引き続き、進捗状況等をフォローアップするとともに、事例等の情報発信やスクール・サポート・スタッフ等の外部人材の補助金交付の際に客観的な勤務実態の把握を前提条件にすること等を通じて、各教育委員会における取組を促してまいります。

○取組状況のフォローアップ・好事例の展開等

引き続き、本調査の継続により各取組のフォローアップを実施するとともに、令和2年度についても、取組の好事例の横展開を図り、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルの構築を図っていきます。